

地域計画

策定年月日	令和7年3月4日
更新年月日	()
目標年度	令和16年度
市町村名 (市町村コード)	南あわじ市 28224
地域名 (地域内農業集落名)	伊加利畦原 (伊加利畦原)

注：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積（農業上の利用が行われる農用地等の区域）	8.39 h a
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	8.39 h a
② 田の面積	8.15 h a
③ 畑の面積（果樹、茶等を含む）	0.24 h a
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	4.73 h a
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	0 h a
(参考) 区域内における70才以上の農業者の農地面積の合計	3.50 h a
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	2.26 h a
(備考)	

注1：①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2：②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積（現況地目）に基づき記載してください。

3：④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4：⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5：(参考)の区域内における○才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

(2) 地域農業の現状及び課題

当地域では水稻と玉葱を中心として、一部の農家では白菜・ブロッコリーの露地野菜を手掛ける。また畜産を手掛けている農家もある。半数が兼業農家で高齢化も進んでいるが、後継者が居ない農家が殆どで将来的に規模縮小又は離農を考えている。認定農業者が1名居るが、耕作面積の拡大には限界がある。圃場整備は完了しているが、山あいに位置するため高い法面の草刈り等の管理、及び鳥獣対策が重要な課題となっている。

このような現状から、担い手確保や省力化が課題となっている。

農業者：8人（うち、50歳未満1人）、他地区からの入作：2人（うち、50歳未満0）

組織：農地・水環境保全隊（構成員8人）、中山間直接支払（構成員6人）

(3) 地域における農業の将来の在り方（作物の生産や栽培方法については、必須記載事項）

将来的にも地域の作物は、伊加利米として一部で定評がある水稻と淡路島特産の玉葱を中心とした露地野菜になると思われる。

1 (2) で示したように、地区内の農家だけの取組では現状を維持することは不可能であり、耕作放棄田の増加を少しでも抑え地域農業を継続するには移住者や短期雇用を含め外部から担い手を確保することが必要である。

外部から担い手を確保するには、離農者から新規就農者への機械貸貸等も含め、地区内の農家と外部からの就農者が協力して、作業だけでなく省力化や効率化・低コスト化に取り組んでいくことが必要と考えている。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
離農や縮小により耕作できなくなった農用地については、外部から新規就農者等の担い手を募り、集積化を進めることを基本方針とする。			
(2) 担い手（効率的かつ安定的な経営を営む者）に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	22.6	%	将来の目標とする集積率
			22.6 %
(3) 農用地の集団化（集約化）に関する目標			
集団化については目標を定めず、地区の農家並びに外部からの担い手個々の意向を尊重し、柔軟に対応する。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1) 農用地の集積、集団化の取組
地区内で規模拡大の意向があるのは1人だけで限界があり、集積は外部からの担い手が対象となるため、関係機関とも連携しながら取り組んでいく。
(2) 農地中間管理機構の活用方法
農地の利用権設定期間が満了となったものから農地中間管理機構に切り替える。
(3) 基盤整備事業への取組
基盤整備事業は完了済み。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組
多様な経営体についても外部の担い手を募ることが必要であるため関係機関と連携し、確保・育成するよう取り組んでいく。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
今後、農作業委託を利用することにより耕作を継続できるのであれば、採算性も含めて検討する。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください）

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

<p>【選択した上記の取組内容】</p> <p>①イノシシ等、有害鳥獣による被害が生じていることから、防護柵整備等、鳥獣被害防止策を講じていく。</p> <p>③スマート農業については、現在、取組みはないものの、高齢化や担い手不足を考慮し、労務負担の軽減のために推進を検討していく。</p> <p>⑦畦畔の草刈りや水路掃除、ため池の管理など地元住民が少なくなってくる中で、中山間地域直接支払交付金等を活用しながら実施していく必要がある。</p>
--

4 地域内の農業を担う者一覧（目標地図に位置付ける者）

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度：令和16年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
利用者		水稻・野菜	1.47 ha	ha	水稻・野菜	1.47 ha	ha	1	
利用者		水稻	0.78 ha	ha	保全管理	0.00 ha	ha	2	離農
利用者		水稻・野菜	0.39 ha	ha	水稻・野菜	0.39 ha	ha	3	
利用者		水稻・野菜	0.74 ha	ha	水稻・野菜	0.74 ha	ha	4	
利用者		水稻・野菜	0.59 ha	ha	水稻・野菜	0.59 ha	ha	5	
利用者		水稻	0.50 ha	ha	水稻	0.50 ha	ha	6	
利用者		WCS	1.25 ha	ha	WCS	1.25 ha	ha	7	
認農		水稻・野菜	1.90 ha	ha	水稻・野菜	1.90 ha	ha	8	
利用者		WCS	0.11 ha	ha	WCS	0.11 ha	ha	9	
利用者		保全管理	0.09 ha	ha	保全管理	0 ha	ha	10	離農
利用者		保全管理	0.42 ha	ha	保全管理	0.00 ha	ha	11	離農
利用者		水稻	0.18 ha	ha	水稻	0.18 ha	ha	12	
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
計	0経営体		8.43 ha	0 ha		7.13 ha	0 ha		

注1：「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者（農協を除く）は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2：「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3：農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4：作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

5：備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧（任意記載事項）

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図（別添のとおり）

7 基盤法第22条の3（地域計画に係る提案の特例）を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数（人）		うち計画同意者数（人・％）	
-------------	--	---------------	--

注1：「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2：「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3：提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

（留意事項）

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。